

\* 登校再開時に担任へ提出する

# 治癒証明書

東京都立雪谷高等学校長 様

年 組 番 氏名

診断名

出席停止期間 年 月 日 ( ) から  
年 月 日 ( ) まで

受診した医療機関名

年 月 日

保護者氏名

令和4年11月より、文部科学省、厚生労働省からの通知により、医療のひっ迫を回避するため医療機関の証明は不要です。本校では保護者の方に記入していただき、受診したことがわかるもののコピーを添付していただいています。

担任	保健室

学校において予防すべき感染症の種類

分類	病名	出席停止期間の基準
第1種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、重症急性呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属 SARS コロウイルスによるもの）、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎（ポリオ）、ジフテリア、特定鳥インフルエンザ（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律〔平成十年法律第百四十号〕第六条第三項第六号に規定する特定インフルエンザ（次号及び第十九条第二項イにおいて同じ）であつて、血清亜型が H5N1 及び H7N9 であるもの）、中東呼吸器症候群、指定感染症及び新感染症	治癒するまで
第2種	新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後1日を経過するまで
	インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹（はしか）	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風しん（3日はしか）	発疹がなくなるまで
	水痘（みずぼうそう）	すべての発疹がかさぶたになるまで
	咽頭結膜熱（プール熱）	主な症状がなくなった後2日を経過するまで
	結核、髄膜炎菌性髄膜炎	感染のおそれがなくなるまで（医師の診断による）
第3種	腸管出血性大腸菌感染症、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、感染性胃腸炎（ノロウイルスなど）、溶連菌感染症、伝染性紅斑（りんご病）、その他の感染症※下記表示	感染のおそれがなくなるまで（医師の診断による）

※その他の感染症

コレラ、細菌性赤痢、腸チフス、パラチフス、手足口病、マイコプラズマ感染症、ウイルス性肝炎、带状疱疹（ヘルペス）、ヘルパンギーナ、伝染性軟どく腫（水いぼ）、伝染性膿痂疹（とびひ）、伝染性単核症、EBウイルス感染症、その他〔 〕

※令和5年4月28日付け文部科学省通知「学校保健安全法施行規則の一部を改正する省令の施行について」により新型コロナウイルス感染症の感染症法上の分類が「第1種」から「第2種」に変更となりました。